

自動車整備技能登録試験事務規程の一部改正により（令和7年7月18日施行）

実務経験期間が改正されました



- 機械、自動車、電気又は電子に関する学科について
科目名で判断できない場合は、履修内容を国交省に確認することになります。
確認には時間を要する為、教育部へ事前にお問い合わせください。受付期間を過ぎてしまうと受験できなくなります。
- その他登録試験事務規程に準ずる

3級



試験日の前日（令和7年10月4日）において、自動車の整備に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴などによる区分（卒業又は修了者）及び資格区分		自動車整備作業に関する実務経験 <small>注</small> 改正後
一般	下記の学歴などに該当しない者	6ヶ月以上
大学、高校、専修（各種）学校	機械に関する学科、 電気又は電子に関する学科	3ヶ月以上
大学、高専、高校	自動車に関する学科	実務経験不要
一種養成施設	2・3級課程	
自動車タイヤ整備士又は自動車車体整備士の資格取得者		3級自動車シャシ受験者は実務経験不要
自動車電気装置整備士の資格取得者		3級自動車ガソリン・エンジン 3級自動車ジーゼル・エンジン 受験者は、実務経験不要

実技試験

次のいずれかの3級自動車ガソリン・エンジン学科試験の合格者



令和5年10月、令和6年3月・10月、令和7年3月・10月実施の登録学科試験

2級



試験日の前日（令和7年10月4日）において、3級自動車整備士資格取得後の自動車の整備に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴などによる区分（卒業又は修了者）		3級自動車整備士資格取得後の 自動車整備作業に関する実務経験 <small>注</small> 改正後
一般	下記の学歴などに該当しない者	2年以上（令和5年9月以前3級資格取得者）
高校、専修（各種）学校	機械に関する学科、 電気又は電子に関する学科	1年4ヶ月以上（令和6年5月以前3級資格取得者）
一種養成施設	3級課程	
大学、高専	機械に関する学科、 電気又は電子に関する学科	1年以上（令和6年9月以前3級資格取得者）
一種養成施設、認定大学	2級課程	3級資格及び実務経験不要
職業能力開発総合大学校	産業機械工学科	

実技試験

次のいずれかの2級ジーゼル自動車学科試験の合格者



令和5年10月、令和6年3月・10月、令和7年3月・10月実施の登録学科試験

自動車車体



試験日の前日（令和7年10月4日）において、自動車車体の整備作業に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴などによる区分（卒業又は修了者）		自動車車体の整備作業に関する実務経験 <small>注</small> 改正後
一般	下記の学歴などに該当しない者	1年4ヶ月以上
大学、高専	機械に関する学科、 電気又は電子に関する学科	1年以上
一種養成施設、認定大学	2級課程	8ヶ月以上
職業能力開発総合大学校	産業機械工学科	
一種養成施設、認定大学	車体課程	実務経験不要